

## リスク管理方法

### 1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- ポジティブリスト制度の対象となる材質を合成樹脂とすることとした場合、リスク管理の方法については、
  - ・ 食品への溶出の程度と物質の毒性情報等に基づくリスク評価
  - ・ リスク評価に基づく食品への溶出を考慮した限量・使用方法の設定
  - ・ 流通の各段階における原材料・製品の適合性確認方法といった観点を踏まえつつ、更に技術的な検討が必要である。
  
- その際、EUで行われている食品への移行量（溶出量）による管理、米国で行われている製品中の含有量（添加量）による管理、我が国における業界団体による取組等、リスク管理の具体的な手法について国際的な整合性や我が国の実態を勘案し、具体的な仕組みを検討すべきである。
  - ※ 欧米ともに、ポジティブリスト収載に当たってのリスク評価では、食事中濃度に応じて必要な毒性評価を行っている。
  - ※ 米国では個別製品ごとに届出者に限定して使用可能とする食品接触物質の上市前届出制度（FCN）の仕組みがあるが、こうした仕組みについてどのように考えるかについても整理が必要。

### 2. 前回までの議論

- ポジティブリスト制度において管理する物質を告示に規定する
- 物質毎の添加量（含有量）により管理することを基本として、必要に応じて溶出量、その他必要な制限を規定する

#### 【主な意見（概要）】

- ・ 議論の経緯も含め、物質ごとの添加量による管理を基本とすることに賛同。（第2回）
- ・ 添加量管理に傾注した場合、欧州規格をどのように考えるのか懸念する。（第2回）
- ・ 簡略化し、できるだけ迅速に新規添加剤を収載できるシステムの検討を希望する。（第2回）

### 3. 本日の検討事項

- 合成樹脂をその特性や使用実態を踏まえて複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定めて管理することについて

(例) 耐油性及び耐水性ともに大きい樹脂や、使用実態を踏まえて消費量が多い樹脂等

### 4. 次回以降引き続き検討する事項

なし

# ポジティブリストの規定方法

## 概要

基ポリマーをその特性(物理化学的性質)や使用実態を踏まえて、樹脂を複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定める。

## 目的

- 添加剤の移行を管理し、その使用の自由度を確保する。
- 樹脂と添加剤の組み合わせを明示化しないことで、知的財産権を保護する。
- 告示を簡素化することで、簡便化を図る。

## 基ポリマーのグループ化(案)

区分	消費係数	樹脂の特性	
		耐油性	耐水性
1	小	極めて強い	極めて強い
2		弱い	強い
3		強い	弱い
4	大	—	—

注)区分の数については、特性や使用実態等を踏まえて変更の可能性あり。